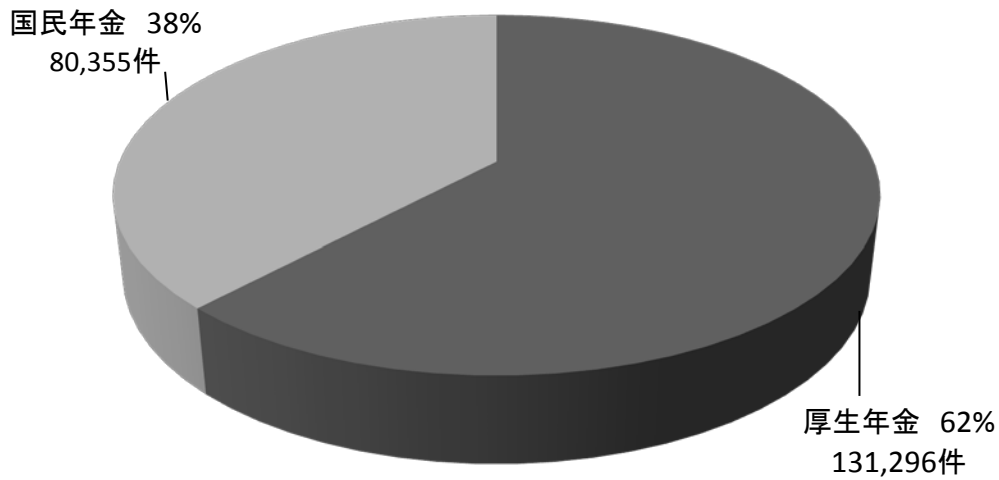


年金記録確認第三者委員会の現状等

処理済事案の内訳

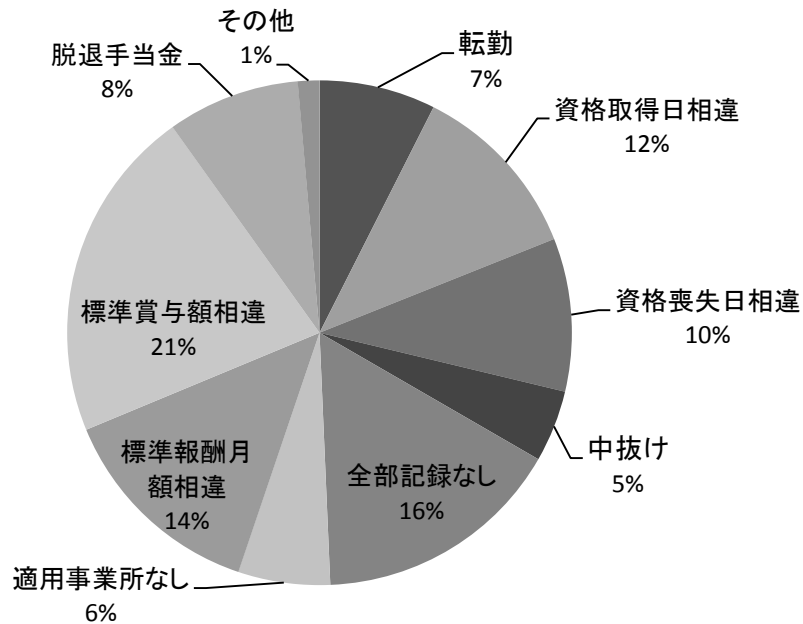
資料2-1-1

1 制度別内訳

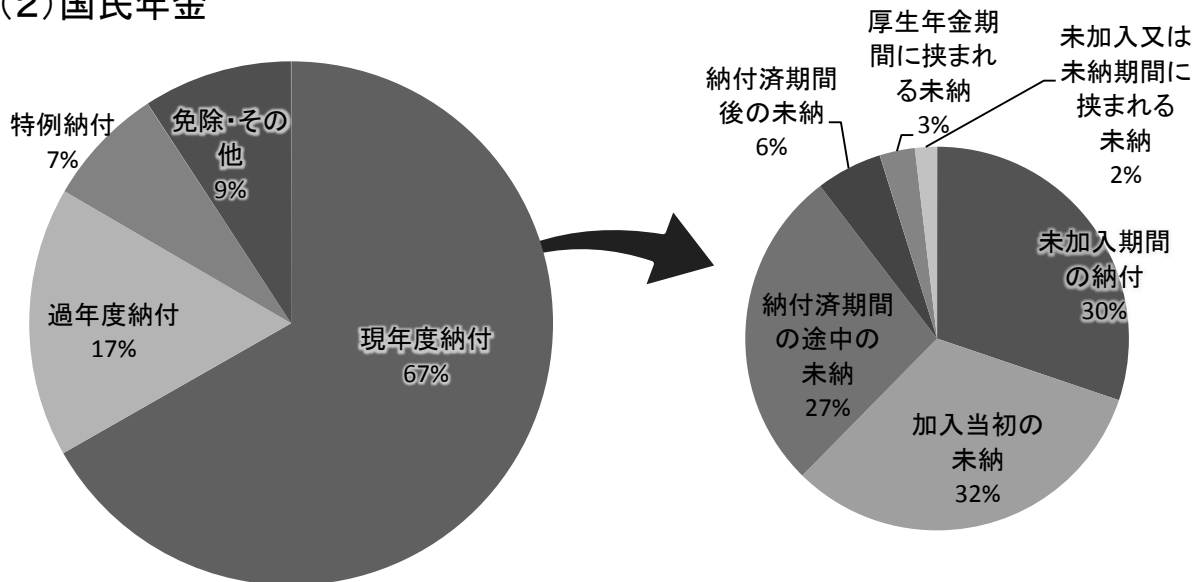


2 申立類型別の割合

(1) 厚生年金

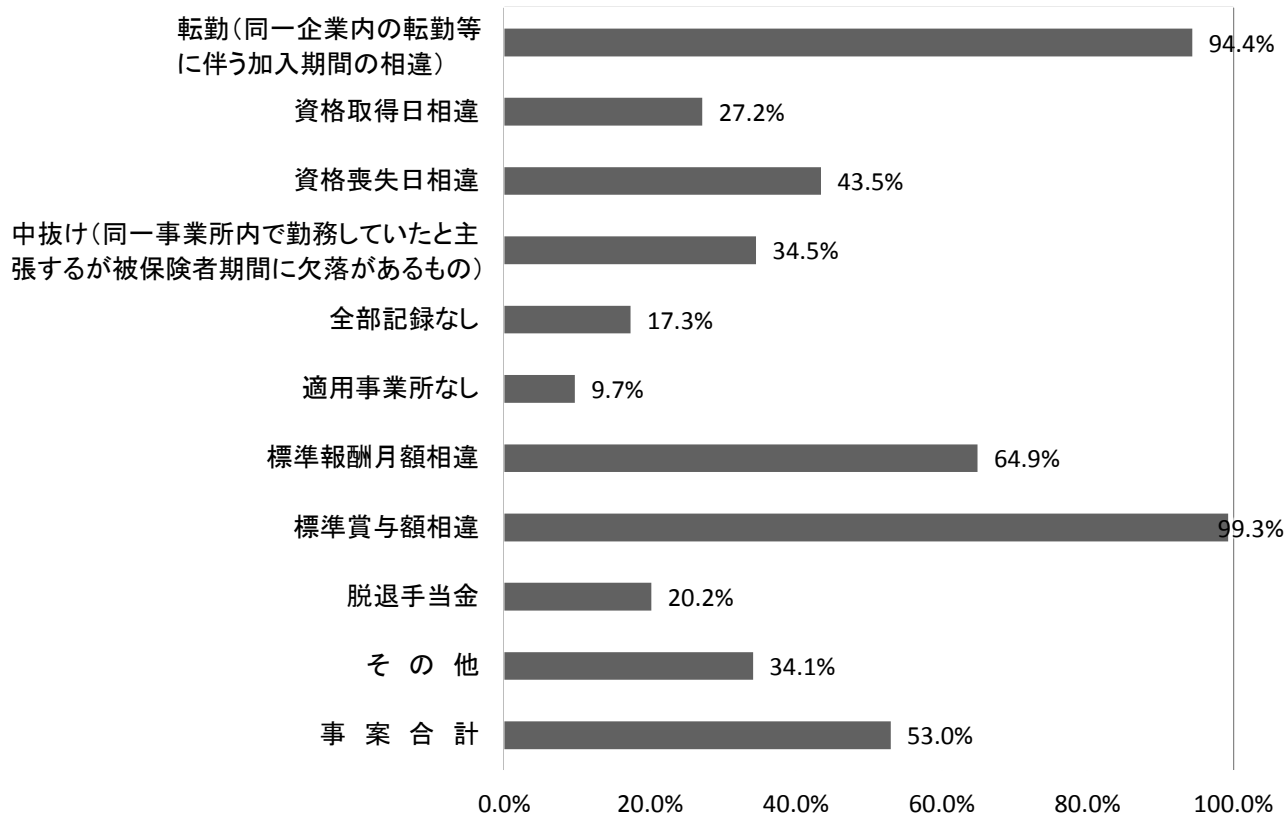


(2) 国民年金

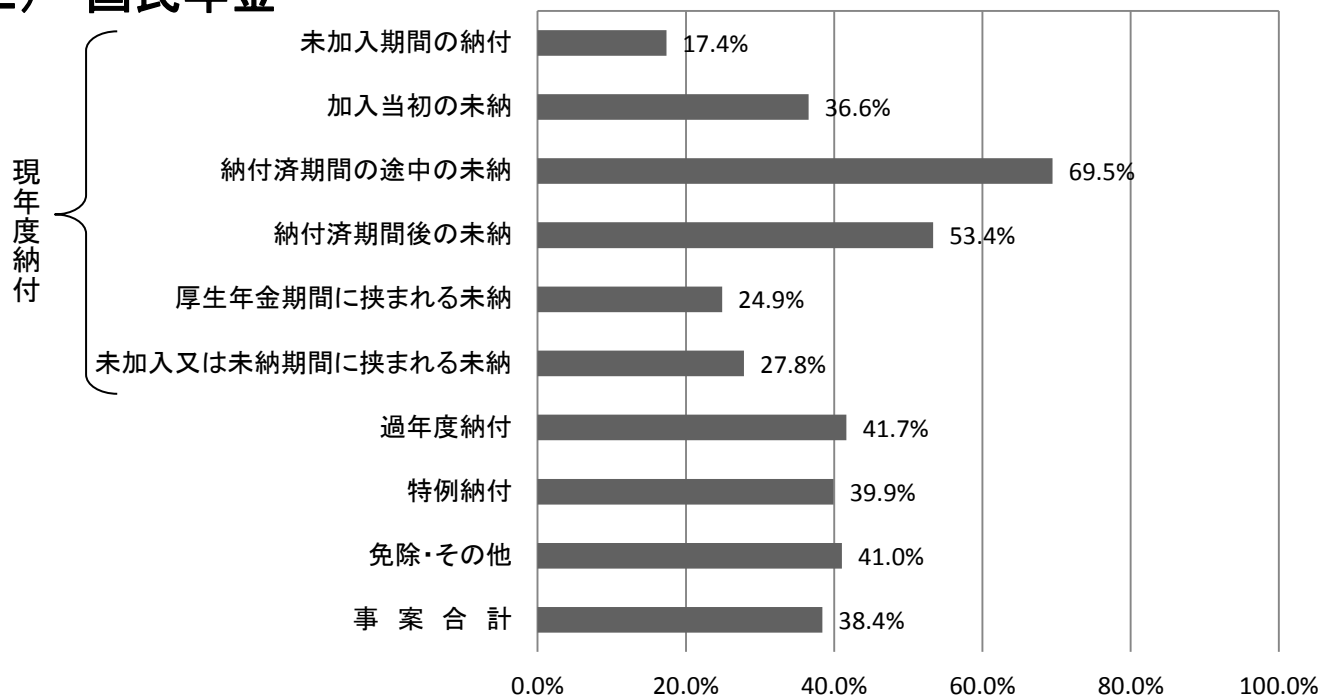


3 申立類型別あっせん率

(1) 厚生年金



(2) 国民年金



注1) 本件数は第三者委員会の情報共有システムに平成24年3月31日までに処理済みとして登録された件数である。

注2) 同一事案中に複数の申立期間がある場合には、各期間の申立類型ごとに1件として計上しているため、合計件数と各申立類型の合計件数は一致しない。

注3) 「あっせん」には、一部あっせんを含む。

厚生年金事案の申立内容別の概要について

1 被保険者期間の相違

(1) 転勤(同一企業内の転勤等に伴う加入期間の相違)

○同一企業内で転勤を伴う人事異動又は関連会社(同一企業グループの別会社等)への出向の際に事業主による誤った届出により被保険者期間の欠落が発生しており、記録を訂正しないと本来受給可能な年金額が減少してしまうような場合

(2) 資格取得日相違

○記録上、事業所の入社日より厚生年金の資格取得日の方が後になっているため、被保険者期間の欠落が発生している場合

【注】厚生年金の資格取得日は、一般的に事業所の入社日(雇用関係の開始日)とされている。

(3) 資格喪失日相違

○記録上、事業所の退職日より厚生年金の資格喪失日の方が前になっているため、被保険者期間の欠落が発生しているような場合

(4) 中抜け(同一事業所内で勤務していたと主張するが被保険者期間に欠落があるもの)

○同一事業所内で継続して勤務していたと主張するが、記録上、勤務期間の途中で被保険者期間の欠落が発生している場合

(5) 全部記録なし

○申立人の勤務していた事業所は厚生年金の適用事業所であるが、申立人が勤務していたと主張する期間全部について被保険者記録がない場合

【注】申立人の勤務していた事業所の事業主や同僚から「申立人が勤務していた」ことを裏付ける供述が得られ、申立人と同種の業務を行っていた同僚のほぼ全員に被保険者記録があるような場合に年金記録の訂正があっせんされている。

2 適用事業所なし

- 申立人の勤務していた事業所は厚生年金の適用事業所として登録されていないため、申立人が勤務していたと主張する期間全部について被保険者記録がない場合

【注】 申立人の勤務していた事業所が厚生年金の適用事業所として登録されていない場合、一般的には保険料控除も行われていないが、申立人の所持する給与明細書により保険料控除が認められ、かつ、申立人の勤務していた事業所が厚生年金法の定める適用事業所の要件を満たしているような場合(例:昭和 63 年 4 月以降は、従業員が 1 人以上の法人事業所は適用事業所とされた。)には、年金記録の訂正があっせんされている。

3 標準報酬月額相違

- 厚生年金被保険者期間の欠落はないが、記録されている標準報酬月額が申立人の主張する標準報酬月額と相違している場合

【注】 標準報酬月額

厚生年金においては、毎月の報酬や賞与を元に保険料や年金額を計算するが、各人の給与体系は様々で、かつ変動することにより、そのまま使うのは事務的に煩雑となるため、報酬月額を一定の幅で区分して仮の報酬月額を決め(第 1 級月額 98,000 円～第 30 級月額 620,000 円)、保険料や年金額の計算の基礎としている。これを標準報酬月額という。

(例: 4 月報酬額 235,000 円の場合→標準報酬第 15 級(23 万円以上 25 万円未満)に該当 →第 15 級の標準報酬月額 24 万円に該当する)

4 標準賞与額相違

- 厚生年金被保険者期間の欠落はないが、記録されている標準賞与額が申立人の主張する標準賞与額と相違している場合

【注】 標準賞与額

厚生年金においては、平成 15 年 4 月から賞与(年 3 回以下の支給の場合)から保険料を徴収し年金額計算の基礎とすることとされ、毎月の報酬や賞与を元に保険料や年金額を計算しているが、各人の給与体系は様々で、かつ変動することにより、そのまま使うのは事務的に煩雑となるため、ある月に支払われた賞与額の千円未満を切り捨てて仮の賞与額を定め、保険料や年金額の計算の基礎としている。これを標準賞与額という。標準賞与額の上限は 150 万円とされている。

5 脱退手当金

- 申立人は脱退手当金を受給していないと主張しているが、記録上、脱退手当金は支給済みと記録されている場合。

【注】脱退手当金

厚生年金の加入期間が5年以上あり、60歳になっても何の給付も受けられないまま加入をやめた人に対し、例外的に支給される一時金である。昭和61（1986）年の基礎年金の導入によって、国民年金の保険料を滞納しない限り1か月の加入でも厚生年金が受けられるようになったため、基礎年金導入当時に45歳以上（本年4月1日現在71歳以上）の人を除いて、脱退手当金制度は廃止された。

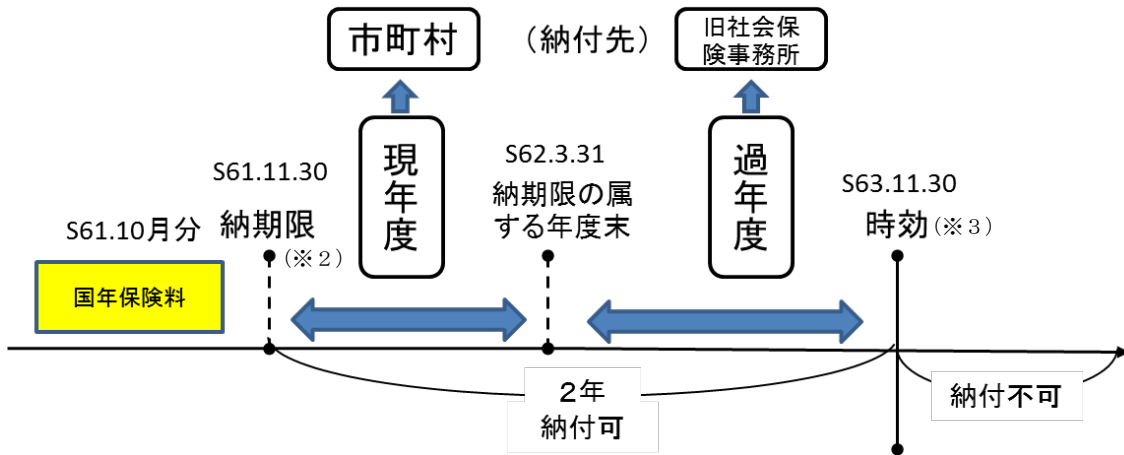
国民年金事案の申立内容別の概要について

1 納付の種類等

(1) 通常の納付

- ① 現年度納付・・・納期限の属する年度に市町村（※1）に納付
- ② 過年度納付・・・現年度を経過した年度に社会保険事務所（平成22年からは年金事務所）に納付

(例)



- (※1) 平成14年4月以降は社会保険事務所（平成22年からは年金事務所）に納付
- (※2) 納期限・・・毎月の保険料は、翌月末までに納付しなければならない。期限を過ぎた場合は、催告の対象となる。
- (※3) 時効・・・保険料は、納期限から2年を経過すると時効となり、それ以降は納付できなくなる。

(2) 特例納付・・・特例納付実施期間中に社会保険事務所に納付

【注】特例納付：無年金者対策等として、過去に3回、時効で納付できなくなった保険料の納付を受付けたもの。

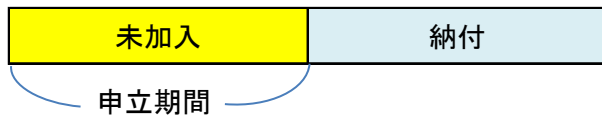
- ① 実施期間：昭和45年7月～47年6月（納付対象期間：昭和36年4月分～45年6月分）
- ② 実施期間：昭和49年1月～50年12月（納付対象期間：昭和36年4月分～48年3月分）
- ③ 実施期間：昭和53年7月～55年6月（納付対象期間：昭和36年4月分～53年3月分）

(3) 免除・・・所得が一定基準より少ないとき等には被保険者本人の申請により保険料の納付義務を免除

2 現年度納付の内訳

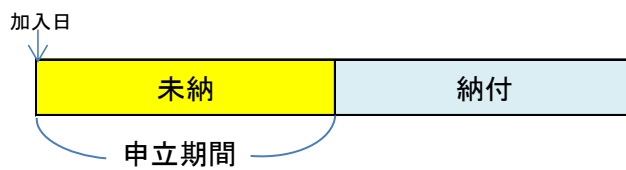
(1) 未加入期間の納付

○ 申立期間が記録上は未加入となっている場合



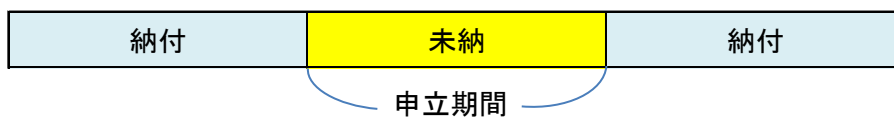
(2) 加入当初の未納

○ 申立期間が国民年金に加入した日に引き続く期間の場合



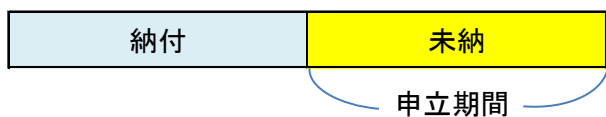
(3) 納付済期間の途中の未納

○ 申立期間の前後の期間が、記録上納付済みとなっている場合



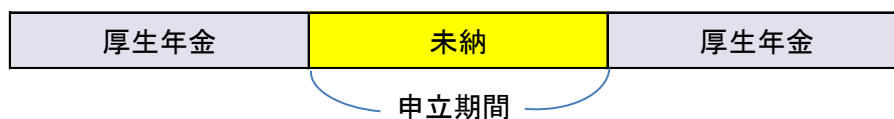
(4) 納付済期間後の未納

○ 申立期間前の期間が、記録上納付済みとなっている場合



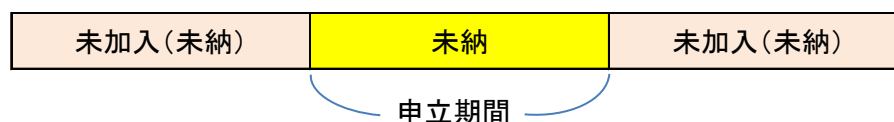
(5) 厚生年金の期間に挟まれる未納

○ 申立期間の前後の期間が、記録上厚生年金の加入期間の場合



(6) 未加入又は未納期間に挟まれる未納

○ 申立期間の前後の期間が、記録上未加入又は未納となっている場合



年金記録確認第三者委員会における審議状況

資料 2-1-2

平成 24 年 7 月 3 日現在

年金事務所等での受付件数（平成 24 年 6 月 24 日現在） 253,712 件 (A)

（年金事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チームからの引継分を含む）

内訳 厚生年金 161,825 件
国民年金 91,887 件

第三者委員会への送付件数（平成 24 年 6 月 22 日現在） 228,058 件 (B)

（年金事務所等での受付件数のほか、社会保険庁年金記録審査チームからの引継分を含む）

内訳 厚生年金 141,744 件
国民年金 86,314 件

あっせん件数 101,760 件

内訳 厚生年金 70,604 件
国民年金 31,156 件

訂正不要件数 112,778 件

内訳 厚生年金 62,487 件
国民年金 50,291 件

申立取下件数等 10,576 件

日本年金機構段階における処理件数 21,762 件 (C)

うち、職権訂正件数 11,396 件

処理済件数（あっせん、訂正不要、取下げ等の合計） 225,114 件 (D)

残り要処理件数 6,836 件 (A-(D+C))

（うち、第三者委員会における残り要処理件数） 2,944 件 (B-D)

処理の進捗状況 対受付件数： $((D+C)/A)$ 97%
対送付件数： (D/B) 99%

	平成 23 年度受付
受付件数 ①	27,605 件
年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの （あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計） ②	18,388 件
日本年金機構段階での処理件数 ③	6,578 件
うち、職権訂正件数	5,446 件
処理状況 $((②+③)/①)$	90.4%

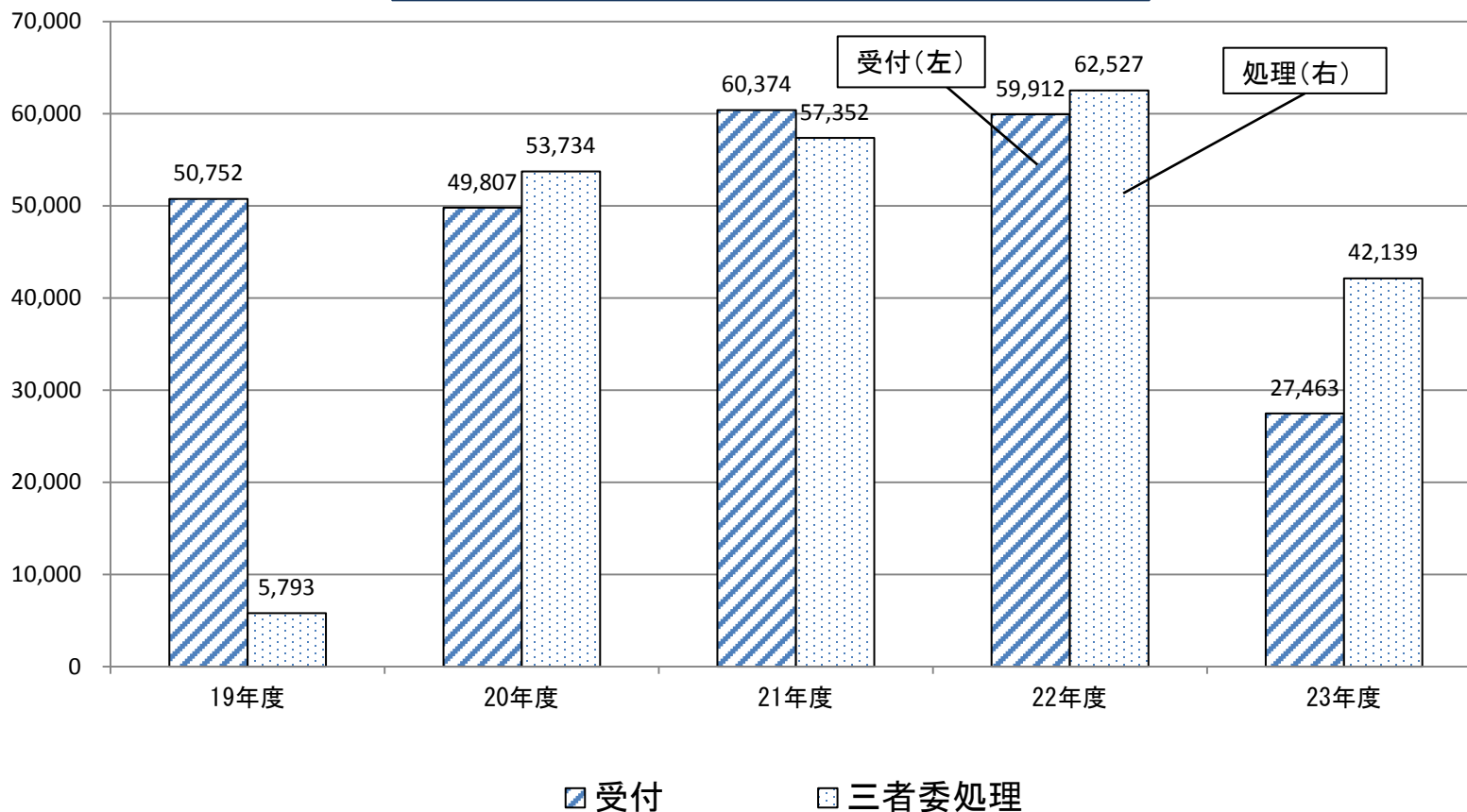
注) 日本年金機構段階での処理件数は、平成 24 年 5 月 31 日現在のもの

申立ての受付・処理の状況

① 受付件数は減少傾向、処理は着実に進捗

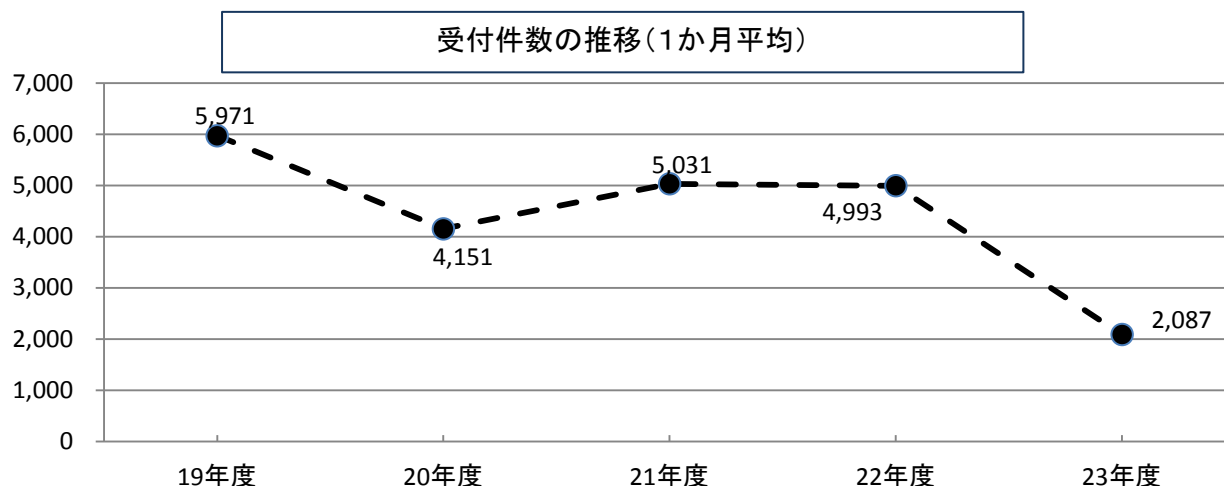
23年度の申立ての受付件数は約27,000件にとどまり、前年度約60,000件の約4割まで減少。
第三者委員会における処理は、23年度は処理件数が受付件数を大きく上回る状況。

受付件数・第三者委員会での処理件数の推移(年度別)



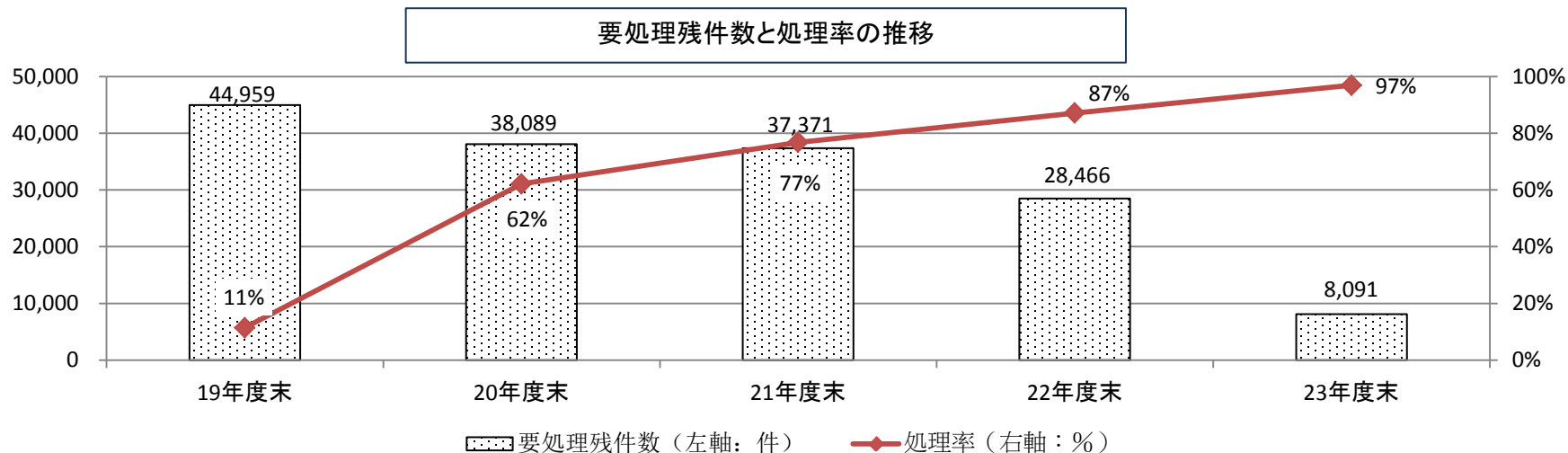
1か月当たりの受付件数(点線)は、19年度の約6,000件から23年度約2,100件まで大幅に減少。

また、第三者委員会の意見を踏まえた措置として、昨年10月以降年金機構段階で処理できる事案の範囲が拡大されたことから、第三者委員会で処理が必要な事案はさらに減少傾向(申立件数の半分程度にとどまる見込み)。



(参考)
受付件数のうち年金機構段階で処理できず、第三者委員会に転送された件数
23年4～9月
約3,200件/月
23年10月～24年3月
約1,100件/月

② その結果、要処理残件数は、現時点で約8,000件までに減少。処理率97%。



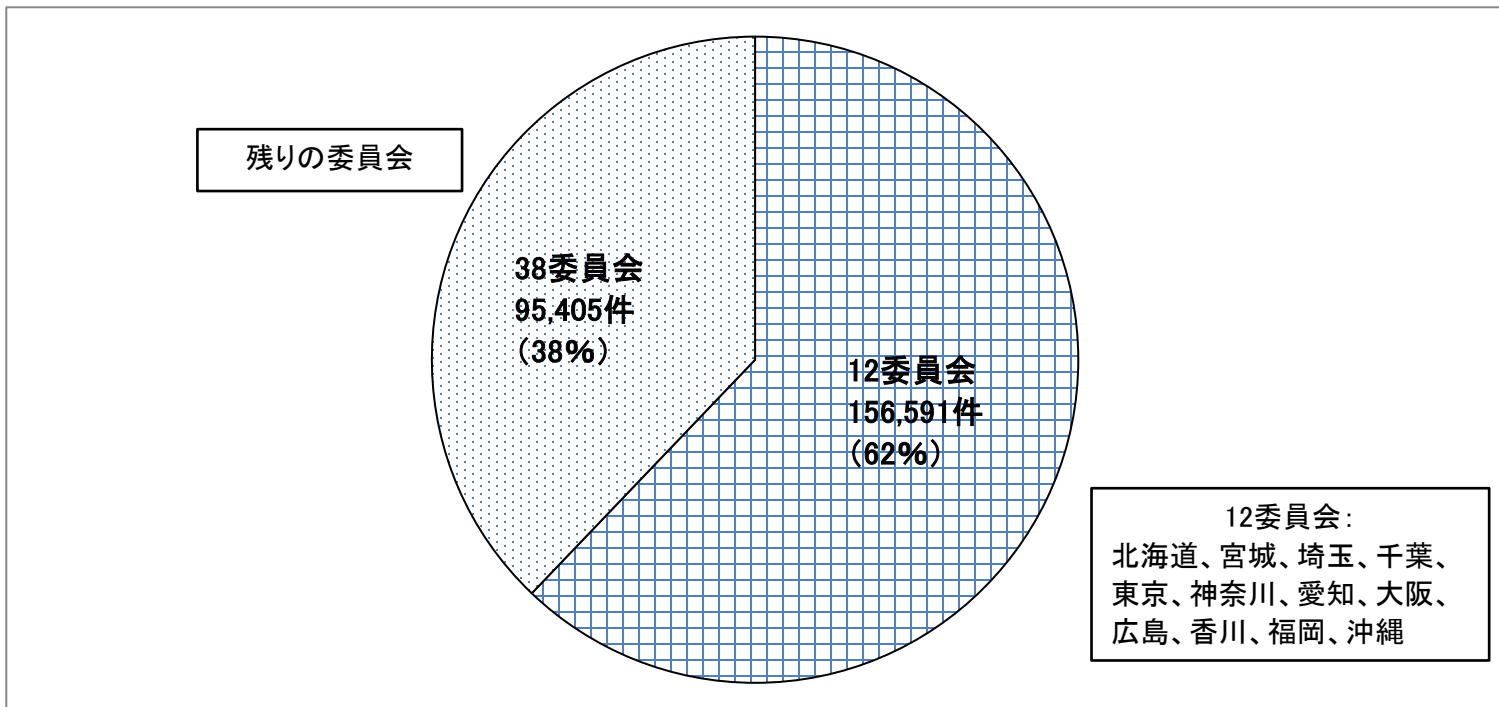
委員会別受付件数及び処理件数

	累計 (24年5月末時点)			
	受付	計	処理件数	
			三者委員会	年金機構
北海道	7,603	7,467	6,880	587
函館	706	696	605	91
旭川	1,979	1,898	1,738	160
釧路	1,191	1,165	970	195
宮城	5,030	4,931	4,517	414
青森	1,826	1,794	1,640	154
岩手	2,335	2,313	1,862	451
秋田	2,262	2,240	2,113	127
山形	2,094	2,075	1,832	243
福島	2,417	2,353	2,219	134
埼玉	13,989	13,563	12,235	1,328
茨城	4,393	4,253	3,794	459
栃木	3,367	3,295	2,977	318
群馬	2,870	2,739	2,417	322
千葉	11,247	10,770	9,381	1,389
東京	50,461	43,581	38,901	4,680
神奈川	17,554	16,763	15,150	1,613
新潟	3,586	3,496	3,158	338
山梨	1,301	1,284	1,154	130
長野	2,683	2,562	2,250	312
愛知	12,005	11,667	11,079	588
富山	1,248	1,237	1,194	43
石川	1,238	1,205	1,133	72
岐阜	3,858	3,781	3,482	299
静岡	4,436	4,310	3,982	328
三重	3,426	3,363	3,183	180
大阪	23,518	22,328	21,031	1,297
福井	1,079	1,064	940	124
滋賀	2,647	2,615	2,364	251
京都	6,073	5,965	5,512	453
兵庫	8,758	8,543	8,118	425
奈良	2,932	2,872	2,732	140
和歌山	2,083	2,005	1,880	125
広島	4,632	4,219	3,974	245
鳥取	955	932	884	48
島根	1,352	1,337	1,081	256
岡山	2,981	2,882	2,695	187
山口	2,200	2,161	1,977	184
香川	1,678	1,613	1,518	95
徳島	1,639	1,613	1,529	84
愛媛	1,992	1,937	1,769	168
高知	1,378	1,364	1,315	49
福岡	7,922	7,688	7,198	490
佐賀	1,982	1,960	1,865	95
長崎	2,406	2,361	2,153	208
熊本	1,931	1,880	1,733	147
大分	2,230	2,201	2,137	64
宮崎	1,619	1,575	1,489	86
鹿児島	1,952	1,898	1,737	161
沖縄	952	942	815	127
地方計	251,996	238,756	218,292	20,464

(注1) 受付件数は年金機構における受付件数。

(注2) 年金機構における処理件数は24年4月30日現在。

※ 受付件数に係る全国に占める割合

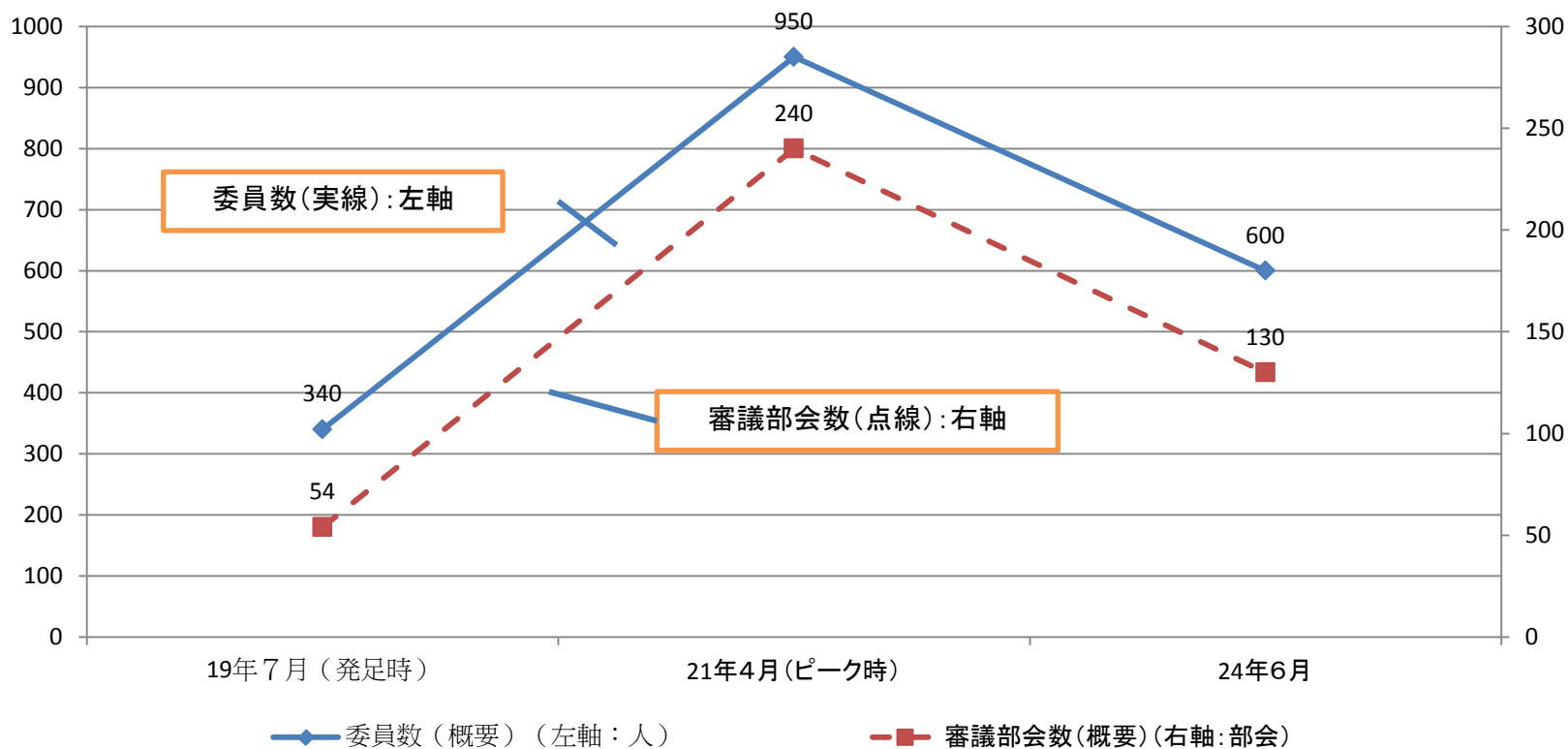


体制の状況

資料2-1-5

① 要処理事案数の減少にあわせ、委員会体制は縮小の方向。

委員数及び審議部会数の推移(概数)

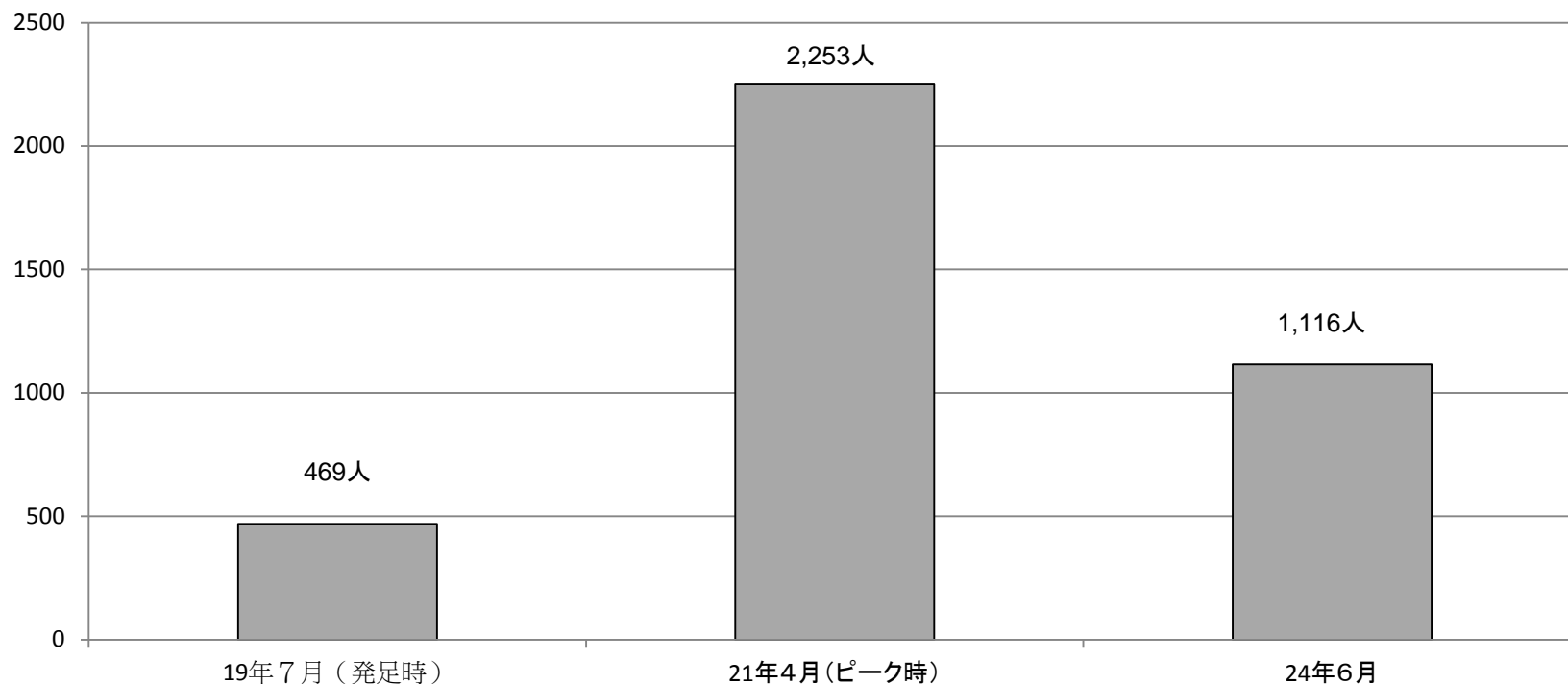


② 同様に、事務室体制も縮小の方向。

24年6月時点の職員数は、

- i) 常勤職員 : 23年度末(約580人)から約140人(▲約25%)削減し、約430人
- ii) 非常勤職員 : 23年度末(約1,200人)から約480人(▲約44%)削減し、約680人

事務室体制の推移



これまでの経緯と現状

- 新たな年金記録確認体制の構築については、昨年6月の第三者委員会からの提言を受け、まずは、総務省及び厚生労働省両省の事務方において、新たな年金記録確認の仕組みのあり方、実施体制、移管の時期等について、実務的な検討を進めることとしたところ。
- その間、本年3月5日の衆議院予算委員会分科会において、小宮山厚生労働大臣から「総務省の方とも丁寧に議論をしながら、なるべくそういう（＝移管の）方向で検討していきたい」旨の発言があったところ（（自）橋慶一郎議員への答弁）（→ 別添参照）
- 厚生労働省との実務的な検討においては、年金記録確認業務を厚生労働省に一元化することを前提として、第三者委員会報告書における提言に沿って、新たな年金記録確認の仕組みを国民にとって一層メリットのあるものとしていく方向で議論を進めてきたところ。

平成 24 年 3 月 1 日 衆議院総務委員会 議事録（抜粋）

○（自）橋慶一郎委員 平成十九年六月から臨時的に処理している年金記録第三者委員会の苦情あっせんに関する事務ですが、本省、地方において現在どの程度の人員を割いているのか、主濱政務官にお伺いいたします。

○主濱大臣政務官 お答えします。

年金記録第三者委員会の事務に従事している職員でございますが、二月一日現在で、中央、地方を合わせて、常勤、非常勤、これも合わせまして、千七百六十人従事しているということでございます。このうち、総務省の常勤職員につきましては、本省で十八人、地方で三百三十一人、合計で三百四十九人、第三者委員会の業務に携わっているところでございます。管区行政評価局等の地方機関では、年金記録確認業務を行うために、厚生省から振りかえた定員を除いた定員八百三十人のうち約四〇%を割いていることになる、こういうことでございます。

○橋（慶）委員 既にスタートしてから五年経過、五年というのは一つの見直しの基準だとも思うんですけども、そういうことの中で、実は苦情申し出件数、その処理の現状を見ましても、ここまで来ると、単純な雇い主の方でのミスとか、そういうのがかなり多いんじゃないか、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか、主濱政務官。

○主濱大臣政務官 ちょっと経緯をお話しさせていただきたいんです。

まず、平成十九年にこの第三者委員会の設置が行われたわけですが、これまで累計で二十四万五千件申し立てを受けているという状況でございます。そして平成二十二年度末には六万件を受けている、単年度で六万件を受け付けた。二十三年度は、この間、二月末までで二万五千件と受け付け件数が四割にとどまっている、こういう状況であります。

それから処理状況はどうかといいますと、累計で二十三万七千件受け付けているんですが、今残っている件数は、二十二年度末で二万八千件、そしてことしの二月現在では九千件まで減ってきている、こういうふうな状況でございます。

内容については、当初の第三者委員会では、過去の年金記録について、国の記録がなく、しかも直接的な証拠を持たない皆さんのために適正な判断を下す、こういう役割を期待されておったわけですけども、最近はちょっと違ってきている、こういうことでございます。記録訂正の可否を判断する証拠となる資料が比較的多い新しい時期の年金記録について申し立てが増加をしている、こういう状況です。具体例を申し上げますと、先ほどお話があったとおり、事業主のミスとか、その分を事業主が一括して申し立てている、こういうようなケースも見られるということでございます。

委員御指摘のとおり、最近の事案では、このように第三者委員会の設置当初の問題とは異なる案件がふえてきている、こういう現状にあります。

○橋（慶）委員 そこで、状況が落ちついてきているということ、五年たったということでもありますし、今回の大臣所信を見ましても、行政評価の方はちょっと寂しかったかな

と。行政評価、頑張りますの一言で終わっちゃったわけでありまして、そろそろこの人員、やはり本来業務に戻して、国の政策のチェック、そういうところに進んでいくべきだと思います。

多分波長は合うと思うんですが、総務大臣、いかがでしょうか。これをお答えいただいて、終わります。

○川端国務大臣 ありがとうございます。

昨年六月に、年金記録確認中央第三者委員会から、新たな年金記録確認体制の構築について早急に検討するよう要請をされました。背景は、今、主濱さんからお答えになったとおりの背景でございます。

また、行政刷新会議の事業仕分け等によって行政評価機能の抜本的機能強化を求められている中で、約三百五十人の要員を第三者委員会業務に割いていることから、本来業務にも若干影響が出ているところでもございます。

そのために、年金記録確認業務を総務省から本来の所管である厚生労働省に早期に移管すべく、鋭意厚生労働省と調整を進めてまいりたいと思っております。

○橘（慶）委員 ありがとうございます。それだけ言っていただくと、厚労分科会へ行きやすくなったなと思っております。そういう行財政改革もしなきゃいけない。

平成 24 年 3 月 5 日 衆議院予算委員会第 5 分科会（厚生労働省所管） 議事録（抜粋）

○（自）橘慶一郎分科員 大臣には、その次の質問でありますけれども、年金記録確認第三者委員会ということで、平成十九年六月から、非常に問題が沸騰したものですから、かつ厚生労働省ではない機関の方がいいだろうということで、まさに第三者的にとということで、この業務が既に五年を経過しようとしております。

その内容あるいは最近の実態ということは全て、総務委員会の方で、実は行政評価局さんの方にお伺いいたしました。そして、総務大臣さんの方からも、そういうことになってくるとすれば、そろそろ、五年ということもありますし、もとの姿に戻していくということも含めて検討したいと。

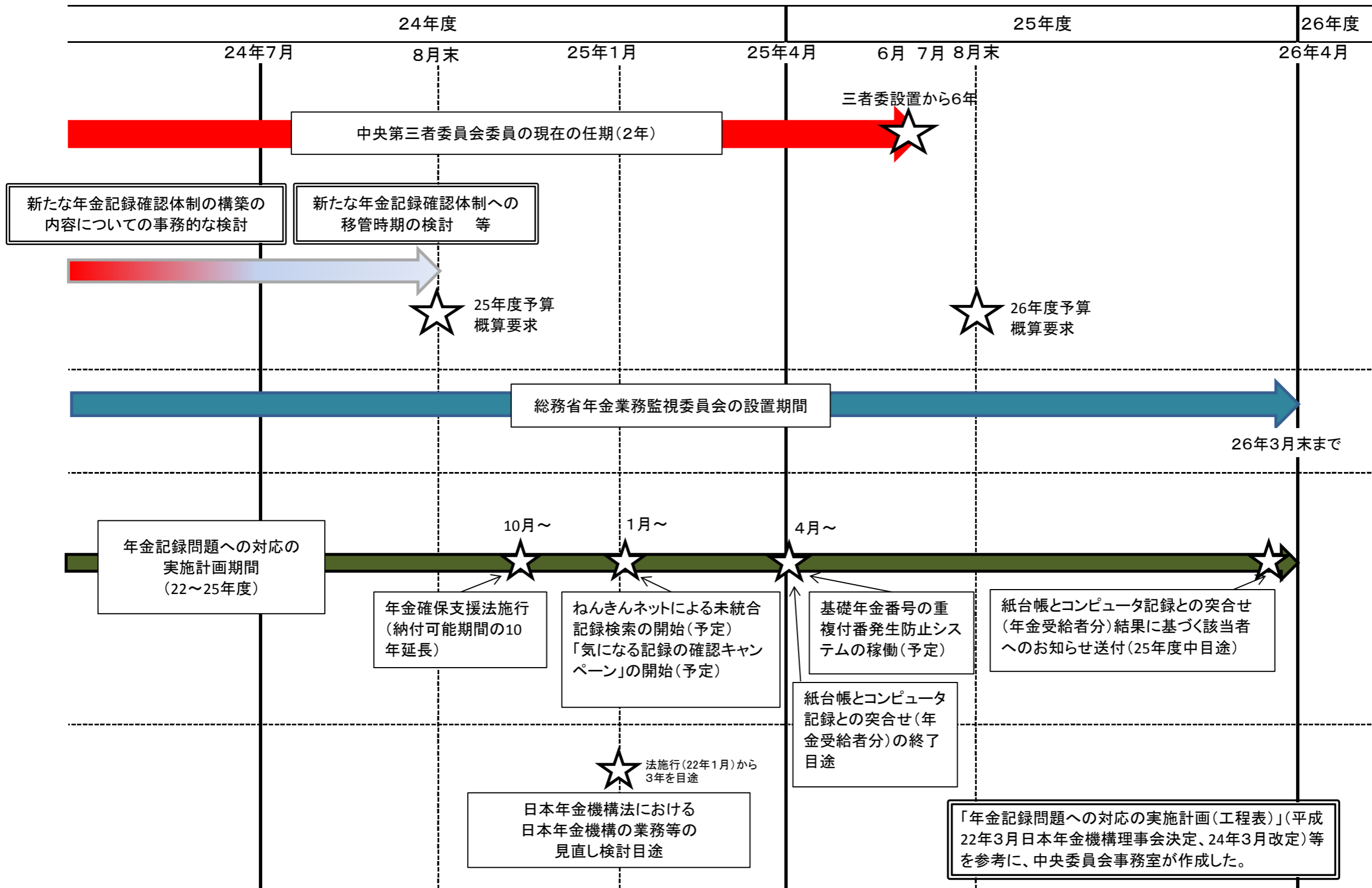
私、これは、今行政改革ということテーマにされている中で、大変意義のあることであらうと。行政評価をやらなきゃいけない方々が、今、ある意味で少しお手伝いをしている。本来の業務をしていただいた方が国の業務としてはよりいいであらう。そのことによってかなり、第三者委員会といえばその運営ということも大変コストのかかる話でありますし、そのコンプライアンスがこれでもういいということであれば、むしろ厚生労働省さんでお引き取りになった方がいい、このように私は思うんですが、大臣、ここは見解をお願いいたします。

○小宮山国務大臣 今委員がおっしゃったとおり、年金記録確認の第三者委員会は、厚労省がやってきたことに対してちゃんとチェックをするという意味で総務省につくられたわけですが、五年が経過をして、本当に国民の皆さんに信頼していただけるようなチェックができるということを担保しなければいけないと思っていて、それはもちろんやらなければいけないんですけれども、そこのところは総務省の方とも丁寧に議論をしながら、なるべくそういう方向で検討していきたいというふうに思います。

○橘（慶）分科員 言われたとおりなのですが、一応確認ですが、そろそろ引き取っていかうということで前向きに検討するという事で受けとめてよろしいですね。はい。

年金記録問題関係スケジュール

資料2-3



今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 7月～8月 | 厚労省との協議 |
| 8月末 | 平成 25 年度予算概算要求締切 |
| 9月 18 日(火) | 年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者
委員会委員長合同会議の開催 |